

KYOTO STEAM 事業創発・未来フォーラム 2021 運営補助等業務委託仕様書（案）

1 業務名

KYOTO STEAM 事業創発・未来フォーラム 2021 運営補助等業務委託

2 開催日時

2021年3月26日（金）18時30分～21時
（当日受付時間：17時30分～ ※開場も同時）

3 会場（予定）

ロームシアター京都 サウスホール 1階席のみ
<http://rohmtheatrekkyoto.jp/floorguide/south-hall/>



4 定員（予定）

300名（先着順）
※定員については変動の可能性あり。

5 参加料金

無料

6 フォーラム構成（予定）

2部構成，登壇者有り。（※登壇者は，本実行委員会で選定します。）

①オープニングー主催者挨拶ー（5分程度）

②第1部（活動報告）

登壇者による発表（30分程度）

③第2部（事業発表）

登壇者による発表，トークセッション（100分程度）

④クロージングー総括ー（15分程度）

※登壇者の入れ替わり有り。

※複数人数による同時登壇あり。

7 業務内容

（1）フォーラム運営に係る業務一式

ア 事前の準備

- ・会場手配（ロームシアター京都 サウスホール 1階席のみ）
- ・会場利用に係る施設管理者との連絡調整

- ・運営に必要なマニュアル，台本の作成及び本市との事前調整
 - ・司会者，運営スタッフ，専門スタッフ等の手配
 - ・フォーラム参加者を対象としたアンケートの準備を行うこと。アンケートの内容は，実行委員会担当者と協議の上，決定する。
- イ フォーラム当日運営
- ・登壇者等，当日の出演者への進行説明
 - ・来場者受付，来場者への資料配布，会場案内等
※来賓・登壇者の対応は，実行委員会で行う。
 - ・舞台転換
 - ・パソコン，プロジェクター，音響機材等関連機器の操作
 - ・運営に関わるスタッフの配置及び必要な指示出し
 - ・アンケート回収業務
- ウ 参加申込者に対する返信業務
- 参加者からの申込みに対する返信業務（はがき等を想定）
※受付業務は，「京都いつでもコール」で行うため不要
- エ 会場設営，撤収業務
- ・フォーラム会場の設営，撤収 一式（椅子等は設置型のため設営不要）
 - ・登壇者控室等に係る必要備品の準備（姿見，ハンガー，飲料の準備等）
- オ 案内看板作成
- ・入口看板（正面・会場入口各1枚） 2枚
 - ・会場内吊り看板 1枚
※仕様については実行委員会と協議のうえ決定とする。
- カ 障害者への合理的配慮
- ・障害のある方からの参加希望があった場合，合理的配慮として，物品の準備，要約筆記者等の手配を追加することがある。
- キ その他必要となる業務
- 進捗管理，連絡調整，人員確保，業務の総括その他上記に付随する業務。

(2) 広報物・配布物作成業務

- ア 事前告知リーフレット作成業務
- ・仕様 A4両面（4色） 2,000部
 - ・納期 2021年1月
 - ・納品場所 KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会事務局
- イ アンケート作成業務 A4両面（1色）450部
※アンケート項目は実行委員会と協議の上，決定する。

(3) 記録動画の撮影及び編集

- ・フォーラムの記録映像の収録
- ・後日公開に向けた必要な編集作業（初回公開まで）。
- ・編集後映像データの納品

(4) 実績報告書作成業務

- ・仕様 両面（4色）／12頁 1,000部
※サイズを含め詳細な仕様は提案事項（第5号様式参照）とし、契約締結の後、実行委員会と協議のうえ決定とする。
- ・講演内容の録音・書き起こし含む。
- ・アンケート集計業務

8 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

9 委託条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 委託金額の上限
3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 支払い
委託業務完了後に受託者の請求により支払う。

10 提出物

- (1) 当日資料等
データ及び書面等により、作成後速やかに提出
- (2) 事前告知リーフレット
- (3) 実績報告書
- (4) アンケート集計結果報告書
- (5) 業務完了届及び請求書
業務終了後、書面により速やかに提出
- (6) その他実行委員会が指示するもの
(1)～(5)のほか、実行委員会からの指示に応じて本業務に関する資料を提出

11 その他

- (1) 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

(2) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。

本規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(3) 国庫補助金報告作成への協力

当該事業は、令和2年度文化庁文化芸術創造拠点形成事業等の補助金を活用して実施するものであり、当実行委員会が補助金の実績報告書を作成する際には必要な協力を行うこと。

(4) その他

仕様書の定めのない事項並びに事業の実施に関して疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに実行委員会と協議を行うものとする。